

1章 宮城県環境基本計画とは P1~6

1 背景

- 本県では、第三期の環境基本計画を平成28年3月に策定し、令和2年度を目標年次として、各環境分野に関連する施策を展開してきた。
- ⇒計画期間満了を迎え、次期計画を策定するもの。

2 位置づけ

3 計画の基本理念

理念1 地球環境保全の推進

理念2 環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な県土

理念3 人と自然が共生できる県土の構築と次世代への継承

- 環境基本条例第9条第1項の規定により策定するもの。
- 本県の良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標並びに施策の大綱を定めるもので、環境分野の個別計画に施策の基本的方向性を与えるものとして位置づけられる。
- 宮城県総合計画の環境分野の個別計画で、国の環境政策上の地域計画であるほか、県民、事業者、民間団体などが、環境に関し考え、行動する際の指針となるもの。

【環境基本計画に連なる個別計画】

- ・宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・再生可能エネルギー・省エネルギー計画
- ・宮城県循環型社会形成推進計画
- ・宮城県自然環境保全基本方針
- ・宮城県生物多様性地域戦略
- ・宮城県水循環保全基本計画
- ・宮城県自動車交通環境負荷低減計画

2章 宮城県の環境の現状 P7~8

低炭素社会の形成

- 温室効果ガス排出量は平成27年度に震災後初めて減少に転じたほか、再生可能エネルギー導入量は震災前と同程度まで回復。より一層の温室効果ガス排出量の削減や再生可能エネルギーの利活用拡大が必要。

循環型社会の形成

- 一般廃棄物・産業廃棄物ともに、排出量が多い状況。排出量を削減していくとともに、リサイクル率を高め、最終処分率を抑えていくことが必要。

自然共生社会の形成

- 豊かで良好な自然環境がおおむね維持されているが、社会状況の変化により、里地里山の多様な環境の維持が困難となっている地域や、野生鳥獣による農作物被害が拡大。

安全で良好な生活環境の確保

- おおむね良好な生活環境が維持されているが、光化学オキシダントや閉鎖性水域の水質、騒音など、一部では環境基準が達成されていない状況。

3章 計画の基本的考え方 P9~14

1 目指す環境の将来像

豊かで美しい自然とともに、
健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土

- 本県の抱える環境の課題が解決に向かい、豊かな森や海などの美しい自然が守られ、すべての県民が自然からの恵みを持続的に享受できるよう、将来にわたり安心して快適に暮らせる県土を目指す。

持続可能な社会の実現に向けて
すべての主体が行動する地域社会

- 日常生活や事業活動によって生じる環境への負荷を抑制することが、持続可能な社会の実現のために不可欠である。
- 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする目標を掲げ、県民、事業者、民間団体及び行政など地域社会を構成するすべての主体が、省エネルギー、省資源、自然環境への配慮などに「自分ごと」として取り組み、一人一人が着実に行動する地域社会の形成を目指す。

2 将来像を実現するための基本方針

3 計画期間

- 令和3年度から令和12年度まで（10年間）

基本方針1 「震災復興計画」以降の社会・経済の状況を見据えた新しい宮城の環境の創造

- 令和3年度からは、「宮城県震災復興計画」及び「宮城県地方創生総合戦略」を統合。震災復興の取組による県民生活や社会経済活動の状況を見据え、環境課題の解決と良好な環境の保全及び創出を目指す。
- 「宮城県地球温暖化対策実行計画」の削減目標である2030年度二酸化炭素排出量の2013年度比31%削減を達成し、さらに2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す。
- あわせて、生活環境を良好に維持向上させつつ、循環資源の効果的な利活用や自然との共生を進めていく。

基本方針2 SDGsや「地域循環共生圏（※）」の考え方を踏まえた、環境・経済・社会の統合的向上

- 複雑・多様化する環境課題解決のため、SDGsや「地域循環共生圏」の考え方を取り入れ、分野横断的な視点から取組を推進する。
- 地域特性を活かした資源やエネルギーの地域内循環や、人的・物的交流の促進による環境・経済・社会の統合的向上を目指す。

基本方針3 気候変動による影響への適応

- 喫緊の課題である地球温暖化に対して、「地球温暖化の進行を抑制するための対策（緩和策）」と、「既に生じつつある影響に対応し、被害を回避・軽減するための対策（適応策）」を合わせて推進する。

（※）「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

5章 各主体の役割 P69~78

- 本計画の目指す将来像を実現するためには、県民や事業者、民間団体、教育機関、研究機関、市町村及び県を含むすべての主体が、持続可能な社会の実現に向け、環境負荷の少ない生活や事業活動を実践することが必要である。

- すべての主体が、互いに連携・協力しながら、それぞれの立場に応じて自主的・積極的に取組を進めるとともに、持続可能な地域づくりに向けて行動することが重要である。

1 県民に期待する役割

- 住みよい環境を守りつつ、次世代につなげていくために、県民一人一人が日常生活の中で環境問題に関心を持ち、省エネやごみの分別の徹底など、できることから実践し、継続した取組と活動の輪を広げていくことが大切である。

2 事業者期待する役割

- 環境に配慮した事業活動の実践は、県民から期待が向けられており、事業者の社会的価値の向上につながることから、環境負荷の低減や環境問題への取組を進めることが求められる。
- 地域の一員として他の主体と連携し、パートナーシップを発揮しつつ、役割を果たしていくことが期待される。

3 教育機関等に期待する役割

- 学校においては、環境教育により子どもの発達段階に応じて環境への理解を深めることが重要であり、また、教育研究機関においては、持続可能な社会の実現に向けた研究・技術開発や人材育成など専門性を発揮することが求められる。
- 学校教育以外においても、地域の一員として生涯を通じて学び、行動し、活動の場を広げていくための環境整備を推進することが期待される。

4 民間団体に期待する役割

- 専門的知識や技術を活かし、各主体との協力・連携により相互のパートナーシップを形成し、地域の環境保全活動の中核となることが期待される。

5 市町村に期待する役割

- 住民に最も近い自治体として、地域の環境保全を推進する役割を担うことが期待される。
- 地域住民や団体等の活動の支援や促進を行うとともに、自らも環境負荷低減に係る取組を率先して行うことが重要である。

6 県の役割

- 本計画の将来像実現のため、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。
- 県民や事業者等の各主体が自主的・積極的な取組を実践できるよう、効果的な普及啓発を行うほか、相互の調整及び連携・支援を行うとともに、自らも環境負荷低減に率先して取り組む。

4章 将来像を実現するための政策・施策 P15~68

※裏面に記載

6章 計画的な推進 P79~83

1 計画の推進体制

- 「宮城県環境マネジメントシステム」に基づき、PDCAサイクルに沿って進行管理を行う。
- 「宮城県環境審議会」で進捗状況を報告し、その意見や政策評価・施策評価の結果も踏まえ、必要な見直しを実施する。

2 計画の進行管理

- 管理指標と目標値を設定し、年度ごとに点検・評価するとともに、その結果を宮城県環境白書に取りまとめ、公表する。
- 進捗状況の点検評価結果や新たな環境課題、社会経済情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを実施する。

政策1 脱炭素社会の構築



- 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向け、県民総ぐるみで地球温暖化防止対策を推進する（施策(1)）。
- 徹底した省エネルギー化を進めるとともに、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入や、水素エネルギーのさらなる利活用の推進、環境関連産業の振興等により、環境・経済・社会の統合的向上に取り組む（施策(1),(3)~(5)）。
- 気候変動の影響への対応が喫緊の課題となっていることから、政策1を軸に、関連する政策分野において、被害を回避・軽減するための対策（適応策）を推進していく（施策(2),政策3(4),政策4(7)）。

施策(1) 地球温暖化防止対策のさらなる推進

- 取組① 地球温暖化防止に関する県民運動、事業活動の展開
- 取組② 二酸化炭素吸収源対策の推進
- 取組③ フロン類対策
- 取組④ 脱炭素型ビジネスモデルの推進

施策(2) 気候変動対策の推進

- 取組① 気候変動の影響に関する情報提供・注意喚起・対処方法等の普及啓発
- 取組② 気候変動に伴う産業への影響把握と予測
- 取組③ 災害に強い地域づくり

施策(3) 徹底した省エネルギーの推進

- 取組① 省エネルギー行動、省エネルギー設備導入等の推進
- 取組② 住宅・建築物の省エネルギー化の推進

施策(4) 地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入・利活用やエコタウン形成の促進

- 取組① 再生可能エネルギーの地産地消
- 取組② エコタウン形成の促進

施策(5) 水素社会の構築に向けた取組促進

- 取組① 水素エネルギーの利活用推進

政策2 循環型社会の形成



- 循環型社会の形成のため、すべての主体が廃棄物の3Rを意識した行動を実践する環境づくりを推進する（施策(1),(2)）。
- プラスチックの海洋流出や、食品ロス・食品廃棄物の増加等の問題に対応するため、廃棄物の発生抑制や、循環資源として地域で有効活用する取組を推進するほか、AI, IoT等最新技術の導入支援により、廃棄物処理全体の高度化・効率化を図る（施策(3)）。
- 排出事業者の意識醸成、監視指導等により廃棄物の適正処理を推進するとともに、災害に伴って発生する廃棄物への対応や公共施設等の長寿命化等に取り組む（施策(4),(5)）。

施策(1) 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に向けたすべての主体の行動の促進

- 取組① 環境教育・普及啓発の実施
- 取組② 環境配慮経営の推進

施策(2) 循環型社会を支える基盤の充実

- 取組① 多様な媒体を活用した情報発信
- 取組② 3Rに関する産業の振興と事業者の育成
- 取組③ 廃棄物処理の効率的なシステムの構築
- 取組④ 廃棄物エネルギーの利活用による地域活性化

施策(3) 廃棄物や循環資源の3R、プラスチック資源の3R+Renewable（再生可能資源への代替）の推進

- 取組① プラスチック問題への対応
- 取組② 食品ロス・食品廃棄物への対応
- 取組③ 廃棄物処理へのAI, IoT等最新技術の導入支援
- 取組④ ベースメタル・レアメタル等の金属の資源化
- 取組⑤ 建設系廃棄物の再資源化

施策(4) 廃棄物の適正処理

- 取組① 産業廃棄物の適正処理の推進
- 取組② 最終処分場の整備に向けた取組及び維持管理の指導
- 取組③ 不法投棄・不適正処理の防止
- 取組④ 災害に伴って発生する廃棄物への対応

施策(5) 公共施設等の適正な維持管理と有効活用

- 取組① 公共施設等の長寿命化・活用

政策3 自然共生社会の形成



- 自然共生社会の形成のため、豊かな自然環境や生物多様性の保全や理解促進の取組を進める。外来種などの野生生物による生態系のかく乱や野生鳥獣による被害への対応が課題となっていることから、生態系の保全や野生鳥獣の適正な保護管理に取り組む（施策(1),(2)）。
- 都市と農山漁村の交流等により地域の豊かな自然環境や景観等を活かした魅力発信に取り組むとともに、やすらぎや潤いのある生活空間の整備・充実を図る（施策(3),(5)）。
- 次世代に豊かな自然環境を継承できるよう、多様な主体と協働し、気候変動の影響や災害にも対応できる基盤づくりを進める（施策(4),(6)）。

施策(1) 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

- 取組① 健全な生態系の保全
- 取組② 生態系ネットワークの形成
- 取組③ 天然記念物の保全

施策(2) 生物多様性の保全、自然環境の保全・再生

- 取組① 生物多様性保全のための総合的な取組
- 取組② 在来野生生物の保護管理・保全
- 取組③ 自然環境の保全・再生

施策(3) 自然資本の活用と価値創造

- 取組① 新たな木材利用や再生可能エネルギーの地域内循環
- 取組② 豊かで持続可能な海づくり
- 取組③ 自然環境・景観等を活かした魅力発信
- 取組④ 都市と農山漁村の相互連携

施策(4) 自然環境における気候変動の影響への対策

- 取組① モニタリングによる自然生態系への影響把握
- 取組② 自然災害の予測と対策

施策(5) やすらぎや潤いのある生活空間の創造

- 取組① 憩い空間の整備・充実
- 取組② 美しい景観の形成

施策(6) 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

- 取組① 多様な主体の協働による自然保護の取組
- 取組② 自然とのふれあいの推進
- 取組③ 環境に配慮した農業・漁業・林業への取組
- 取組④ 防災・復旧事業の工事における自然環境への配慮

政策4 安全で良好な生活環境の確保



- 安全で良好な生活環境の確保のため、典型7公害である大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動に係る各分野において、環境のモニタリングや良好な環境の維持改善、環境悪化の未然防止に取り組む（施策(1)~(4)）。
- 化学物質や放射性物質について、環境汚染の防止や測定情報の発信等に取り組む（施策(5),(6)）。
- 大雨による河川等への土砂流出や、水温上昇による水質の悪化等が懸念されることから、気候変動にも対応できる水資源の確保対策を進める（施策(7)）。

施策(1) 大気環境の保全

- 取組① 良好な大気環境維持のための監視（モニタリング等）
- 取組② 大気汚染発生源への対策・規制
- 取組③ アスベスト対策
- 取組④ 悪臭防止対策

施策(2) 水環境の保全

- 取組① 良好な水環境維持のための監視（モニタリング等）
- 取組② 閉鎖性水域等における水質改善対策
- 取組③ 水質汚濁発生源への対策・規制

施策(3) 土壌環境及び地盤環境の保全

- 取組① 適切な土壌汚染対策
- 取組② 地盤環境の保全

施策(4) 地域における静穏な環境の保全

- 取組① 騒音・振動防止対策

施策(5) 化学物質による環境リスクの低減

- 取組① 有害化学物質による環境汚染防止対策
- 取組② 環境リスク管理の促進

施策(6) 放射性物質による環境汚染への対策

- 取組① 放射線の測定
- 取組② 除染対策等の支援
- 取組③ 放射線・放射能に対する不安解消

施策(7) 気候変動の影響に対応した水資源の確保

- 取組① 水供給対策
- 取組② 水災害対策

すべてに共通する取組



- 共通取組(1) すべての主体における環境配慮行動の促進・支援、環境にやさしいライフスタイルへの転換
- 共通取組(2) 環境配慮型経営等の促進・支援、持続可能な経済システムの構築
- 共通取組(3) 各主体相互のパートナーシップによる協働・連携の推進・支援

- 共通取組(4) 持続可能な社会づくりを支える環境技術の開発・普及・支援
- 共通取組(5) 環境教育、情報の集約・発信、普及啓発
- 共通取組(6) 環境の保全・活用に関する協定の締結、開発行為における環境配慮
- 共通取組(7) 規制措置、公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策